

公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和6年4月22日

佐世保市長 宮島 大典

公募型プロポーザル（事後審査）を行いますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 佐世保市障がい者等相談支援事業業務
- 2 業務期間 令和6年6月1日 ～ 令和7年3月31日
- 3 業務概要
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第77条の3に基づき、障害者、障害児及びその介護を行う者並びに障害児の保護者等（以下「障害者等」）の福祉に関する問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又はその他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害者等の支援を行う関係機関との連絡調整その他障害者の権利擁護のために必要な援助を行うものです。
- 4 参加申請書、仕様書のダウンロード
参加を希望される方は、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」からファイルをダウンロードしてください。
※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」
- 5 再委託の可否 否
- 6 契約上限価格
本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。提案額が額を超過した場合は失格とします。
¥4,684,000 円
- 7 参加要件
本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①及び②のすべてを満たし、かつ、参加要件③のいずれかに該当することとします。
(1) 参加要件①
 - i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
 - ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 参加要件②

i 佐世保市指定特定相談支援事業所の指定を受け、かつ市内に事業所を有する事業者

ii 委託業務を行うに当たり、十分な立地条件、事務所機能・守秘機能を有していること

iii 計画相談支援を行うことは可能であるが、委託業務に支障がないこと。

iv 個人情報を実際に保護・格納できる設備等を有していること。

(3) 参加要件③

佐世保市内に主たる法人を有し、かつ、下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

i 設立後の経過期間

登記後1年以上経過している者

ii 納税状況

市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がないことに加え、消費税及び地方消費税に未納がない者

8 欠格要件

参加要件①及び参加要件②に該当する方であっても、以下の欠格要件①②③のいずれかに該当する場合は本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置

ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置

iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置

iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置

v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置

vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置

vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

i 審議委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。

ii 審議委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。

iii 審議委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第4条第9項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。

iv 審議委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

(3) 欠格要件③

- i 役員等（役員又はその支店若しくは事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下この項において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者。
- ii 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が事業に実質的に関与していると認められる者。
- iii 役員等が自己、自事業所若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
- iv 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- v 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

9 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

10 参加申請書等の提出

(1) 提出書類

03_佐世保市障がい者等相談支援事業業務委託仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに㊦～㊴の書類を障がい福祉課窓口を持参し提出してください。

㊦参加申請書（別紙1）

㊧参加要件を満たすことを証明する書類

本プロポーザル公告日時点で佐世保市に業者登録がない方は、参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類を参加申請書と共に提出してください。書類はコピーでも可としますが、直近3カ月以内のものに限ります。（佐世保市に業者登録がある方は提出の必要はありません。）

i 設立後の経過期間を証明する証明書

法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書

ii 下記の区分に応じた納税に未納、滞納がないことを証明する証明書

佐世保市発行の「市税に滞納がない証明書」及び

税務署発行の「様式その3（消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」

㊨提案書 ※別紙2をご確認ください。

㊩実施計画書（基礎的相談） ※作成要領をご確認ください。

㊪事業実施予定施設の平面図及び位置図

㊫従業者の勤務体制

㊬従業者の資格等証明の写し

㊭利用者の個人情報の取扱い及び適切な管理のために講じる措置を記載した資料

㊮利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した資料

㊯事業運営に係る見積書

㊰相談支援事業の運営規定

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出受付期間

i 期間 (以下、土・日曜日及び祝日は除く)

【上記㉠及び㉡】令和6年4月23日(火)から令和6年5月2日(木)まで

【上記㉢～㉣】令和6年4月23日(火)から令和6年5月10日(金)まで

ii 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

iii 持参又は郵送(配送記録があるもの)で提出してください。

(4) 注意事項

i ラベルシール・インデックスなどは貼らないでください。

また、ホチキス留めはしないでください。

ii 提出書類の作成及びこれに付帯する作業並びにプレゼンテーションに係る経費は提案者負担とします。

iii 提出された書類については、返却いたしません。

iv 参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

11 辞退

申請書類を提出後、プレゼンテーション実施日前に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに辞退書を提出してください。

辞退書提出期限：令和6年5月10日17時15分まで

12 公募に関する説明会

説明会を令和6年5月2日(木)に開催しますが、申請状況によっては通知文書にて代えさせていただく可能性がありますのでご了承ください。

13 仕様書及び本通知への質問

i 質問期間は令和6年4月23日から令和6年4月30日12時までに別紙「質問書」にてメールしてください。

なお、質問は提案に係る書類作成及び疑義事項に限るものとします。

また、期日以後の質問は受け付けません。

ii 回答方法はメールのみとし、「佐世保市障がい者相談支援事業公募質問書」としてください。電話による対応は行いません。

iii 質問回答は、令和6年5月2日17時15分までに参加申請書を提出された方全員にメールにより回答します。

iv 質問提出先メールアドレス syogai@city.sasebo.lg.jp

14 プレゼンテーション審査

i 日時場所

(ア)日時：令和6年5月15日(水)

(イ)場所：佐世保市中央保健福祉センターすこやかプラザ

※詳細は未定であり、決定次第別途通知します。

ii 審査の方法等

(ア) プレゼンテーションへの参加人数は3人までとします。

(イ) プレゼンテーションの時間は1法人あたり原則15分以内とします。

(ウ) 順番等は別途通知します。

(エ) プレゼンテーション終了後、審査委員会からの質疑の時間を設けます。

(オ) プレゼンテーション審査における説明は、受託先の職員となる候補者又は、法人内の業務管理者（監督者）等が実施してください。質疑については、審査委員からの指定がない場合、参加者のどなたが答えていただいても結構です。

(カ) プレゼンテーションに必要な資機材のうち、プロジェクター及びスクリーンは佐世保市で用意します。

(キ) 審査の際、法人名及び個人名は伏せて行います。（法人種別は明示します。）

(ク) 審査委員会は情報公開請求の対象となるため、情報公開請求があった場合、公開情報（委員名簿や議事録等）については公開します。

15 プロポーザルに係る全体スケジュール 別紙3のとおりとします。

16 審査基準

i 審査項目及び配点は別紙4、及び別紙5のとおりとします。

※委員1名あたり80点。（合計点：80点×6人＝480点）

ii 適正基準点は290点とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。

iii 別紙4に示す審査項目において、「評価レベル1」以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。

iv 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としません。

v 上記iii又はivに該当する場合であっても、審議委員会において審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その者を受託候補者とするものとします。

17 採点方法

(1) 通常の採点

別紙5に示す算式及び乗率により算出し、審査委員全員の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。

(2) 特例による採点

最高得点者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も低位の者とが一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。

（特例による採点方法）

ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。

18 同点となった場合の取り扱い

(1) 通常の採点により同点となった場合

- i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。
- ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

19 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とするものとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

20 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者の場合であっても、原則としてプレゼンテーション及び審査を行い、適正基準点以上の場合、受託候補者とします。

21 審査結果通知

- i 令和6年5月22日にメールにより参加事業者へ通知します。
- ii 選定に関する内容については公表しません。
- iii 審査内容、選定結果に関するお問い合わせ及び協議については、一切応じません。
- iv 審査結果に対する不服は受け付けません。

22 最終提案書

受託予定者となられた方は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

23 契約の締結

最終提案書の提出後7日以内（土日祝日を除く。）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

24 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後7日以内（土日祝日及び12月28日から翌年1月3日までを除く。）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。

なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後7日以内（土日祝日及び12月28日から翌年1月3日までを除く。）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

① 実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去2箇年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等を行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

25 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以 上

佐世保市保健福祉部障がい福祉課 担当者 徳永 TEL 0956-24-1111 5106（内線） FAX 0956-25-2281
